



茨城県報

第 2574 号

平成26年3月24日

月 曜 日

目 次

規 則

ページ

(公 安 委 員 会)

- 茨城県警察組織規則の一部を改正する規則 1
- 茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 4

(人 事 委 員 会)

- 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 4

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (2 件) (障害福祉課) 6
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業課) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (中小企業課) 7
- 定款変更の認可 (農村計画課) 9
- 道路の区域の変更 (2 件) (道路維持課) 10
- 道路の供用の開始 (4 件) (道路維持課) 10
- 土地改良事業の認可 (2 件) (農林事務所) 12

公 告

- 落札者等の公示 (2 件) (管財課) 12
- 開発行為の工事完了 (建築指導課) 13
- 道路の位置の指定 (建築指導課) 13

(病 院 局)

- 落札者等の公示 14

規 程

(企 業 局)

- 茨城県企業局固定資産使用許可規程 14

規 則

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第 1 号

茨城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 3 月24日

茨城県公安委員会委員長 鬼 澤 邦 夫

茨城県警察組織規則の一部を改正する規則

茨城県警察組織規則（平成21年茨城県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第7条中第5号から第8号までを削り、第9号を第5号とし、第10号及び第11号を削り、第12号を第6号とする。

第8条中第7号から第9号までを削り、第10号を第7号とし、第11号を第8号とし、第12号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 規則、訓令案等の審査に関すること。

第8条中第13号を第11号とする。

第15条の2に次の7号を加える。

(6) 情報公開に関すること。

(7) 個人情報の保護に関すること。

(8) 警察行政に係る犯罪被害者支援に関すること。

(9) 犯罪被害者等給付金に関すること。

(10) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関すること。

(11) 公文書類の接受、印刷、発送、編集及び保存に関すること。

(12) 警察統計（犯罪統計及び交通統計を除く。）に関すること。

第17条中第16号を第20号とし、同号の前に次の3号を加える。

(17) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の施行に関すること（生活環境課及び薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。）。)

(18) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の施行に関すること（生活環境課及び薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。）。)

(19) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関する事務で警察庁生活安全局保安課の所掌に属するものに関すること（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行に関する事務にあつては生活環境課及び警備課の所掌に属するものを、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関する事務にあつては生活環境課の所掌に属するものを除く。）。)

第17条中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、同条第13号中「関すること」の次に「(生活環境課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第14号とし、同条第12号中「関すること」の次に「(生活環境課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第13号とし、同条第11号中「関すること」の次に「(生活環境課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第12号とし、同条中第10号を第11号とし、同条第9号中「関すること」の次に「(生活環境課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第10号とし、同号の前に次の1号を加える。

(9) 前各号に掲げるもののほか、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、児童・高齢者・障害者虐待事案等のうち人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案への対処に関すること。

第18条第5号中「関すること」の次に「(生活安全総務課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第19条第1号を次のように改める。

(1) 古物営業、質屋営業、警備業及び探偵業に係る法令違反の取締りに関すること。

第19条第2項を削り、同条第3号中「高圧ガス」を「銃砲刀剣類、火薬類、高圧ガス」に改め、「関すること」の次に「(薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同号を同条第2号とし、同条中第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第16号までを2号ずつ繰り上げ、同条第17号中「第1号から第9号まで、第12号から前号まで」を「第1号から第7号まで、第10号から前号まで」に改め、同号を同条第15号とする。

第21条第9号中「の施行に関すること(生活安全総務課の所掌に属するものを除く。)」を「第16条に規定する犯罪の取締りに関すること」に改める。

第48条中「警務部総務課」を「総務課」に改める。

第50条第1項中「警務部警務課」を「県民安心センター」に改め、同条第2項中「第8条第7号から第9号まで」を「第15条の2第8号から第10号まで」に改める。

第51条第1項中「生活安全部生活安全総務課」を「生活安全総務課」に改め、同条第2項中「子どもと女性の安全対策室」を「人身安全対策室」に、「第9号及び第17号」を「第6号及び第15号」に改める。

第52条の見出しを「(人身安全対策室)」に改め、同条第1項中「生活安全部生活安全総務課」を「生活安全総務課」に、「子どもと女性の安全対策室」を「人身安全対策室」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 人身安全対策室は、第17条第7号から第9号までに掲げる事務、同条第3号に掲げる事務のうち子供と女性を犯罪被害から守る対策に関する事務及び同条第5号に掲げる事務のうち人身の安全を早急に確保する必要の認められる行方不明者に関する事務をつかさどる。

第54条を削り、第53条第1項中「地域部地域課」を「地域課」に改め、同条を第54条とする。

第52条の2第1項中「生活安全部生活環境課」を「生活環境課」に改め、同条第2項中「第19条第9号から第13号まで」を「第19条第6号から第10号まで」に改め、同条を第53条とする。

第55条第1項中「刑事部組織犯罪対策課」を「組織犯罪対策課」に改める。

第56条第1項中「交通部交通指導課」を「交通指導課」に改める。

第58条の2の見出しを「(県民安心センター長)」に改め、同条第2項中「つかさどる」を「掌理する」に改める。

第60条第1項を次のように改める。

(総括理事官等)

第60条 本部長は、課及び県民安心センターに、必要により総括理事官又は理事官を置くことができる。

第60条第3項中「、課」の次に「又は県民安心センター」を、「課長」の次に「又は県民安心センター長」を加える。

第63条を次のように改める。

(首席検視官等)

第63条 捜査第一課に、首席検視官及び上席検視官を置く。

2 首席検視官は、命を受け、第27条第6号に掲げる事務のうち、特に重要な事務をつかさどる。

3 上席検視官は、命を受け、第27条第6号に掲げる事務のうち、重要な事務をつかさどる。

第64条第1項中「刑事部科学捜査研究所」を「科学捜査研究所」に改める。

第65条第1項中「交通部運転管理課」を「運転管理課」に改める。

第72条第3項中「刑事警察及び生活安全警察の運営」を「、刑事警察の運営並びに事件捜査(交通警察に係るものを除く。)」に関することによって重要な特定の事務及び第52条第2項に掲げる事務」に改める。

附 則

この規則は、平成26年3月24日から施行する。



茨城県公安委員会規則第 2 号

茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 3 月24日

茨城県公安委員会委員長 鬼 澤 邦 夫

茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

茨城県道路交通法施行細則（昭和53年茨城県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 一般国道468号の項中「及びつくば市柳橋字谷津 8 番 1 地先」を「、つくば市柳橋字谷津 8 番 1 地先」に改め、「つくば市梶内字梶内47番 1 地先まで」の次に「及び稲敷市沼田字しいが前2464番地先から稲敷郡河内町十三軒戸字立野番先（千葉県との境界）まで」を加え、同表県道那珂湊那珂線の項中「まで」の次に「及び那珂市台中字南次男分707番14地先から那珂市豊喰字久保655番 1 地先まで」を加え、同表県道江戸崎新利根線の項中「及び稲敷市江戸崎3567番地先」を「、稲敷市江戸崎3567番地先」に改め、「稲敷市松山1206番地先まで」の次に「、稲敷市沼田2464番 1 地先から稲敷市沼田2436番 3 地先まで及び稲敷市沼田2436番 3 地先から稲敷市羽賀1496番 6 地先まで」を加え、同表県道那珂インター線の項中「まで」の次に「及び那珂市大字福田字太子前662番 1 地先から那珂市飯田字押敷1647番 1 地先まで」を加え、同表県道岩井関宿野田線の項の次に次のように加える。

県道中石崎水戸線	水戸市酒門町1107番11地先から水戸市酒門町4568番 7 地先まで
----------	-------------------------------------

別表第 3 水戸市道幹線 3 号の項の次に次のように加える。

水戸市道幹線 9 号線	水戸市酒門町4568番 7 地先から水戸市元石川町204番 2 地先まで
水戸市道酒門104号線	水戸市元石川町204番 2 地先から水戸市元石川町276番16地先まで
水戸市道酒門106号線	水戸市元石川町276番16地先から水戸市元石川町325番16地先まで

別表第 3 ひたちなか市道西原長砂線の項の次に次のように加える。

ひたちなか市道停車場堀口線	ひたちなか市武田字長堀1119番 1 地先からひたちなか市勝田本町1255番10地先まで
ひたちなか市道市毛堀口線	ひたちなか市勝田中原町721番 4 地先からひたちなか市勝田中原町721番 4 地先まで
那珂市道 6 - 17号線	那珂市飯田1647番 1 地先から那珂市飯田2571番 3 地先まで

別表第 3 那珂市道 6 - 18号線の項の次に次のように加える。

那珂市道 7 - 8 号線	那珂市飯田2571番 3 地先から那珂市豊喰28番 1 地先まで
那珂市道 8 - 609号線	那珂市豊喰204番 2 地先から那珂市豊喰242番 6 地先まで

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（人 事 委 員 会）

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年 3 月24日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

茨城県人事委員会規則第 1 号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和36年茨城県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第33警察本部の部20 警務部警務課及び生活安全部少年課の項中「警務課」を「県民安心センター」に改める。

別表第34 4 警察本部長の項中「子どもと女性の安全対策室長」を「人身安全対策室長」に改め、「~~、~~ 鉄道警察隊長」を削り、「本部の課の理事官」を「本部の理事官」に改める。

別表第34の2の研究職給料表中

5 級	2 種	113,800円	を
	5 種	82,800円	

5 級	2 種	113,800円	に、
	4 種	93,100円	
	5 種	82,800円	

4 級	5 種	71,700円	を
	6 種	62,700円	

4 級	4 種	80,600円	に
	5 種	71,700円	
	6 種	62,700円	

改める。

別表第34の3の研究職給料表中

5 級	2 種	86,500円	を
	5 種	62,900円	

5 級	2 種	86,500円	に、
	4 種	70,800円	
	5 種	62,900円	

4 級	5 種	53,300円	を
	6 種	46,600円	

4 級	4 種	59,900円	に
	5 種	53,300円	
	6 種	46,600円	

改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。



告 示

茨城県告示第283号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成26年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0811200070	ひまわり	常陸太田市松平町 364番1	社会福祉法人朋 友会	常陸太田市松平町 364番1	平成26年 4月1日	自立訓練（生 活訓練） 就労継続支援 B型

茨城県告示第284号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成26年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0812900165	ハミングハウス	神栖市矢田部 12642番地12	社会福祉法人し あわせ会	神栖市矢田部 12642番地12	平成26年 4月1日	就労継続支援 B型

茨城県告示第285号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成26年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ヨークベニマル

代表取締役 大 高 善 興

(2) 住所

福島県郡山市朝日二丁目18番2号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ヨークタウンつくば竹園

つくば市竹園一丁目3番1 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号	大 高 善 興
未定	未定	未定

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成26年11月13日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,355㎡

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 319台

イ 駐輪場の収容台数 310台

ウ 荷さばき施設の面積 144㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 36㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前9時

(閉店時刻) 午後11時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午後11時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時～午後9時

3 届出年月日

平成26年3月12日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

~~~~~

**茨城県告示第286号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成26年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ牛久田宮店

牛久市田宮町字梗木653番1 外

(2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成26年 2 月13日

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏名又は名称  | 住 所            | 代表者氏名   |
|---------|----------------|---------|
| 株式会社カスミ | つくば市西大橋599番地 1 | 小 濱 裕 正 |
| 未定      | 未定             | 未定      |

## ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成26年 9 月30日

## エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,214㎡

## オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 153台
- (イ) 駐輪場の収容台数 100台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 84㎡
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 35㎡

## カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(開店時刻) 午前 9 時  
(閉店時刻) 翌午前 0 時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 8 時30分～翌午前 0 時30分
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数  
3箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時～午後 9 時

## キ 届出年月日

平成26年 1 月29日

## 2 市町村の意見

## 牛久市からの意見の概要

## 1 駐車需要の充足等交通に係る事項

- (1) 建設中における工事車両や工事関係者の車両の路上駐車防止に努めてください。
- (2) 建設中及び工事後における車両出入口は、歩行者等の安全確保に努めてください。また、現場付近の道路を通過する人や車両等の妨げにならないよう当該建設作業を実施するようお願いいたします。
- (3) 交通安全施設の整備に努めてください。
- (4) 開店に伴い、交通事故が増加した場合、中心線上のポールコーン設置等、安全対策を検討願います。

## 2 歩行者の通行の利便の確保等

営業時間が深夜までになるので、暗くなってからの歩行者の安全の配慮を願いたい。

## 3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮



- (1) 廃棄物の再生利用を図るなど分別等を適正に行いごみの減量化に努めるようお願いします。
  - (2) 建設リサイクル法の適用を受ける対象工事の場合、茨城県県南県民センターへの届出等が必要になります。
- 4 防災・防犯・青少年の非行防止に対する配慮
- (1) 建設中における自動車盗難や車上ねらい等の犯罪被害防止に配慮すること。
  - (2) 防犯灯についての地元行政区と協議すること。
  - (3) 牛久消防署と協議すること。
- 5 騒音の発生に係る事項
- (1) 特定建設作業を伴う建設工事を施工する場合は、騒音規制法第14条第1項及び振動規制法第14条第1項に基づき、牛久市環境政策課に所定の様式により2部届け出てください。
  - (2) 建設する施設において、ボイラー設備（伝熱面積10㎡以上又はバーナー燃焼能力重油換算で50L / 時間以上のもの）を設置する場合には、事前に茨城県県南県民センター環境・保安課にお問い合わせください。
  - (3) 空気圧縮機・送風機（騒音：定格出力が7.5kw 以上のもの）、圧縮機（振動：定格出力が7.5kw 以上のもの）を設置する場合には、事前に牛久市環境政策課にお問い合わせください。
  - (4) 当該建設作業による騒音・振動・粉じんなどの発生を防止し、周辺住民の生活環境の妨げにならないよう配慮した当該作業を実施してください。
  - (5) 当該建設作業の実施前には、周辺住民に対して、作業内容等の概要をお知らせください。
  - (6) 駐車場において住宅に接する部分については前向き駐車やアイドリングストップなどを促す掲示をするよう検討してください。
  - (7) 周辺住民からの苦情や要望等（作業の改善など）がありましたら、速やかに対処するようお願いいたします。
- 6 廃棄物に係る事項
- (1) 事業活動で発生した廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、牛久市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例等に基づき適正に処理してください。
  - (2) 事業系廃棄物は、ごみ集積所に出せませんのでご注意ください。
  - (3) 土砂等の搬入及び搬出が発生した場合は、購入先又は搬出先を報告してください。
  - (4) 廃棄物の集積場所が不明なので図面等で報告してください。また、廃棄物の飛散等の無いように注意してください。

理 由

当該事業地は第1種住居地域及び第2種中高層住居専用地域に位置し、周辺には住宅が多く存在している。小学校に近く、市内でも高齢者が多く住む地域となっているほか、駅と牛久沼の中間に位置し、ウォーキングや犬の散歩などが盛んな地域でもあることから、店舗周辺の歩行者の安全確保により一層配慮願いたい。

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第287号

南筑波土地改良区から平成26年3月11日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により同年3月18日認可した。

平成26年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

## 茨城県告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成26年3月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 349号
- 3 道路の区域

| 区 間                                             | 旧新の別 | 敷地の幅員                      | 延長          | 摘 要     |
|-------------------------------------------------|------|----------------------------|-------------|---------|
| 常陸太田市里野宮町字西田1337番地先から<br>常陸太田市里野宮町字西田1325番1地先まで | 旧    | メートル<br>最大 13.7<br>最小 11.0 | メートル<br>188 |         |
|                                                 | 新    | 最大 23.1<br>最小 11.8         | 188         | 区 域 追 加 |

## 茨城県告示第289号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成26年3月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 354号
- 3 道路の区域

| 区 間                               | 旧新の別  | 敷地の幅員                     | 延長          | 摘 要     |
|-----------------------------------|-------|---------------------------|-------------|---------|
| 行方市山田994番1地先から<br>行方市山田1064番地先まで  | (A)   | メートル<br>最大 12.8<br>最小 3.3 | メートル<br>620 |         |
|                                   |       | 旧                         |             |         |
| 行方市山田1018番1地先から<br>行方市山田1064番地先まで | (B)   | 最大 55.0<br>最小 15.0        | 620         |         |
|                                   |       | 新 (B)                     |             |         |
| 行方市山田1018番1地先から<br>行方市山田1064番地先まで | 新 (B) | 最大 55.0<br>最小 15.0        | 620         | 旧 道 移 管 |

## 茨城県告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成26年3月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 355号
- 2 供用開始の区間 笠間市大字石井字台下809番 1 地先から  
笠間市大字石井字宮廻り1422番 8 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成26年 3 月24日

## 茨城県告示第291号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成26年 3 月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 349号
- 2 供用開始の区間 常陸太田市里野宮町字西田1337番地先から  
常陸太田市里野宮町字西田1325番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成26年 3 月28日

## 茨城県告示第292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成26年 3 月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 茨城鹿島線
- 2 供用開始の区間 銚田市鳥栖2528番 1 地先から  
銚田市当間2520番 3 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成26年 3 月24日

## 茨城県告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成26年 3 月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 東山田岩瀬線
- 2 供用開始の区間 桜川市真壁町下谷貝2130番 1 地先から  
桜川市真壁町下谷貝1140番 2 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成26年 3 月24日

**茨城県告示第294号**

吉田用土地改良区から平成25年7月26日付けで施行認可申請のあった樋道地区土地改良事業（一般地帯型・かんがい排水）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成26年3月13日付けで認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成26年3月24日

茨城県西農林事務所長 羽 部 順 行

**茨城県告示第295号**

江連八間土地改良区から平成25年8月30日付けで施行認可申請のあった三坂地区土地改良事業（一般地帯型・かんがい排水）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成26年3月13日付けで認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成26年3月24日

茨城県西農林事務所長 羽 部 順 行

---

**公 告**

---

**●落札者等の公示**

次のとおり落札者等について公示します。

平成26年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量  
茨城県庁舎及びその敷地内で使用する電気約13,563,000キロワット時の供給
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
茨城県総務部管財課 茨城県水戸市笠原町978番6
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日  
平成26年2月12日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所  
東京電力株式会社茨城支店水戸支社長 浅水 一成 水戸市自由が丘3番57号
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額  
225,248,527円（消費税及び地方消費税抜き額）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日

平成25年12月26日

◎落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成26年 3 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量  
茨城県三の丸庁舎及び各合同庁舎計12施設で使用する電気約4,810,800キロワット時の供給
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
茨城県総務部管財課 茨城県水戸市笠原町978番 6
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日  
平成26年 2 月12日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社 F - P o w e r 洞 洋平 東京都品川区東五反田 5 - 11 - 1
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額  
98,943,528円 (消費税及び地方消費税抜き額)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日  
平成25年12月26日

◎開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成26年 3 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
桜川市真壁町亀熊字原山537番 4
- 2 事業主の住所及び氏名  
桜川市真壁町真壁424番地 2 コーポライジングサン A - 101  
谷田部 晴美

◎道路の位置の指定

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成26年 3 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指定番号           | 指定年月日      | 申 請 者          |                                            | 道 路 の 位 置         | 道路の幅員及び延長    |               |
|----------------|------------|----------------|--------------------------------------------|-------------------|--------------|---------------|
|                |            | 氏 名            | 住 所                                        |                   | 幅 員          | 延 長           |
| 南七建指令<br>第299号 | 平成26年3月13日 | 青木 康江<br>岡崎 直行 | 東京都品川区東中延<br>2丁目10番9号<br>石岡市国府六丁目3<br>番12号 | 石岡市国府七丁目490<br>番8 | メートル<br>4.01 | メートル<br>31.83 |

~~~~~  
(病 院 局)

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成26年3月24日

茨城県立中央病院長 永 井 秀 雄

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県病院局物品等又は特定役務調達手続の特例を定める規程第2条において準用する茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 ⑧落札方式又は随意契約による場合にはその理由

①プレハブ棟2棟の賃借 ②茨城県立中央病院 茨城県笠間市鯉淵6528 ③平成26年3月12日 ④大和リース株式会社水戸支店 茨城県水戸市笠原町978番28 ⑤月額 1,397,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く) ⑥一般競争入札 ⑦平成26年1月23日 ⑧最低価格

~~~~~  
**規 程**

( 企 業 局 )

茨城県企業管理規程第2号

茨城県企業局固定資産使用許可規程を次のように定める。

平成26年3月24日

茨城県公営企業管理者

企業局長 中 島 敏 之

茨城県企業局固定資産使用許可規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条第3項及び茨城県企業局会計規程(平成23年茨城県企業管理規程第3号)第165条第2項の規定に基づき、固定資産の使用許可に関し、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。



(使用許可等)

第 2 条 固定資産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

2 固定資産の使用を許可するにあたっては、次の各号に掲げる事項を考慮するものとする。

- (1) 水道事業等の業務に支障とならないこと。
- (2) 水道事業等の業務に沿わない施設又は設備を設けないものであること。
- (3) 地域住民の不評となる営業等を目的としないこと。
- (4) 施設の改良修繕等に際して紛争の起こるおそれのないこと。
- (5) その他、別に定める基準に照らし適当であること。

(使用許可手続等)

第 3 条 管理者は、固定資産の使用許可を受けようとする者があるときは、固定資産使用許可申請書(様式第 1 号)を提出させるものとする。

2 固定資産の使用を許可するときは、管理者は、固定資産使用許可書(様式第 2 号)により通知をし、当該許可書の各条項を遵守する旨の請書(様式第 3 号)を提出させなければならない。

3 固定資産の使用を許可しないものと決定したときは、管理者は、不許可書(様式第 4 号)を申請者に交付しなければならない。

第 4 条 固定資産の使用の許可は、次の期間を超えることができない。

- (1) 土地の場合 5 年
- (2) 建物等の場合 3 年

2 前項の期間は、特別な事情のあるときは、これを更新することができる。

(使用許可の変更等)

第 5 条 固定資産の使用許可は、特に必要があると認められるときは、許可内容の変更又は取消を行うことができる。

2 管理者は、固定資産の使用許可の一部を変更しようとするときは、固定資産使用許可変更許可書(様式第 5 号)を交付しなければならない。ただし、前条第 2 項の規定に基づき固定資産の使用許可を更新しようとするときは、第 3 条の規定を準用する。

3 管理者は、固定資産の使用許可を取り消そうとするときは、固定資産使用許可取消書(様式第 6 号)を交付しなければならない。

(土地及び建物の価額)

第 6 条 土地又は建物の使用料の算定の基礎となる価額は、管理者が別に定める当該土地又は建物の評価額を当該土地又は建物の全面積で除して得た額に使用を許可しようとする面積を乗じて得た額とする。

(使用料)

第 7 条 土地の使用料は、1年につき前条の規定により算出した価額に100分の4を乗じて得た額(使用期間が1月未満の場合は、当該額に100分の108を乗じて得た額)とする。ただし、電柱、看板、ガス管、水道管その他これらに類するものの設置のために使用させるときは、別表第1号に定めるところによるものとする。

2 建物の使用料は、1年につき前条の規定より算出した価額に100分の7.56を乗じて得た額とする。

3 土地及び建物以外の固定資産の使用料は、その資産について固定資産台帳に記載された価額、用途その他の事情を考慮して管理者が別に定める額とする。

(使用期間の算定等)

第 8 条 使用期間の算定については、別表第 1 号に定めるものを除き、当該期間が 1 年未満の場合又は 1 年未満の端数を生じた場合は月割計算により、当該期間が 1 月未満の場合又は 1 月未満の端数を生じた場合は日割計算による。

2 使用料の額を算定した場合において、使用料の額が 100 円未満であるときは、その額は 100 円とする。



## (使用者の負担)

第9条 次の各号に掲げる経費は、使用者の負担とする。

- (1) 電気料金
- (2) 水道料金
- (3) 下水道料金
- (4) ガス料金
- (5) 火災保険料
- (6) 冷暖房に要する経費
- (7) 清掃に要する経費

## (使用料の納付)

第10条 使用料は、毎年定期にこれを納付しなければならない。ただし、数年分を前納することを妨げない。

## (使用料等の減免)

第11条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

- (1) 地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に使用するとき。
- (2) 公共的団体又は公益団体がその事務又は事業のために使用するとき。
- (3) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用するとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、管理者が必要と認めるとき。

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者があるときは、固定資産使用料減免申請書(様式第7号)を提出させるものとする。

3 茨城県企業局職務権限規程(昭和42年茨城県企業管理規程第3号)第9条により出先機関の長に事務委任している固定資産の使用許可に係る使用料の減免については、新規に使用許可する場合に限り、固定資産使用料減免協議書(様式第8号)により本局の総務課長に協議しなければならない。

4 第9条の規定により使用者が負担すべき経費は、特に必要があると認められるもののほか、減免しないものとする。

## (使用料の返還)

第12条 既に納付した使用料は返還しない。ただし、使用者の責めに帰することのできない理由により使用することができなくなったときは、この限りでない。

## 付 則

1 この規程は平成26年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際に、現に使用許可をしているものについては、当該使用許可の条件に定める期間中に限り、なお従前の例による。

別表第 1 号

土 地 使 用 料 算 定 基 準

| 種 類                                    |                 |                               | 単 位            | 使用料年額<br>(単位 円)                   |       | 備 考                                         |
|----------------------------------------|-----------------|-------------------------------|----------------|-----------------------------------|-------|---------------------------------------------|
|                                        |                 |                               |                | 市                                 | 町 村   |                                             |
| 電柱類 本柱, 支柱, 支線柱, 支線,<br>H 柱, 2 脚以下の鉄塔等 |                 |                               | 本              | 1,500                             |       | H 柱, 2 脚の鉄塔等は,<br>本柱の 2 本分とみなす。             |
| 架空管類                                   |                 |                               | メートル           | 220                               |       | 電線類を除く。                                     |
| 鉄塔類                                    |                 |                               | 平方<br>メートル     | 1,840                             |       | 3 脚以上のものに限る。                                |
| 軌道施設類                                  |                 |                               | 平方<br>メートル     | 2,430                             | 1,640 |                                             |
| 井戸                                     |                 |                               | 基              | 3,420                             |       |                                             |
| 地<br>下<br>埋<br>設<br>物<br>類             | 外口径             | 8 センチメートル未満                   | メートル           | 80                                | 30    | ガス管及び水道管については,<br>左の額の 100 分の 50 に相当する額とする。 |
|                                        | 外口径             | 8 センチメートル以上<br>15 センチメートル未満   | メートル           | 90                                | 80    |                                             |
|                                        | 外口径             | 15 センチメートル以上<br>30 センチメートル未満  | メートル           | 180                               | 140   |                                             |
|                                        | 外口径             | 30 センチメートル以上<br>100 センチメートル未満 | メートル           | 340                               | 270   |                                             |
|                                        | 外口径             | 100 センチメートル以上                 | メートル           | 720                               | 540   |                                             |
| 広告アーチ類                                 |                 |                               | 基              | 12,480                            | 8,410 |                                             |
| 広告塔類                                   |                 |                               | 基              | 12,480                            | 8,410 |                                             |
| ネオン広告付街灯柱類                             |                 |                               | 本              | 1,360                             | 1,060 |                                             |
| 広<br>告<br>板<br>及<br>び<br>看<br>板<br>類   | 他の物件に<br>添加するもの | 高さ 6<br>メートル未満                | 幅 50 センチメートル未満 | 枚                                 | 870   | 700                                         |
|                                        |                 |                               | 幅 50 センチメートル以上 | 枚                                 | 1,240 | 1,060                                       |
|                                        |                 | 高さ 6<br>メートル以上                | 幅 50 センチメートル未満 | 枚                                 | 700   | 540                                         |
|                                        |                 |                               | 幅 50 センチメートル以上 | 枚                                 | 1,020 | 810                                         |
|                                        | その他のもの          | 幅 50 センチメートル未満                |                | 枚                                 | 3,420 | 2,720                                       |
|                                        |                 | 幅 50 センチメートル以上                |                | 枚                                 | 5,000 | 4,080                                       |
| 標識類                                    |                 |                               | 本              | 700                               | 540   |                                             |
| 地下施設類                                  |                 |                               | 平方<br>メートル     | 1,030                             |       |                                             |
| 物干場類                                   |                 |                               | 平方<br>メートル     | 90                                |       |                                             |
| 特別高圧電力線の線下敷                            |                 |                               | 平方<br>メートル     | 第 7 条本文に定める額の<br>100 分の 50 に相当する額 |       |                                             |

(注) 1 市, 町村の区分は, 当該許可に係る財産の所在地である。

2 使用期間が 1 年未満の場合又は 1 年未満の端数を生じた場合は, 月割り計算による。

この場合において, 1 月未満の日数は, 1 月とする。

様式第 1 号 (第 3 条第 1 項関係) 固定資産使用許可申請書

|                        |      |                                |
|------------------------|------|--------------------------------|
| 茨城県公営企業管理者<br>殿        |      | 年 月 日                          |
| 申請人住所<br>氏名印.....(印)   |      |                                |
| 下記のとおり使用許可願いたく申請します。   |      |                                |
| 使用する固定資産<br>使用許可をうけようと | 名称   | 所在地<br>備考 (工作物等を設置する場合は, その内容) |
|                        | 種類   |                                |
|                        | 構造規格 |                                |
|                        | 数量   |                                |
| 使用希望期間                 |      |                                |
| 目的 (用途)                |      |                                |

添付書類

- 1 所在図
- 2 工作物等を設置する場合は設計図等

様式第 2 号 (第 3 条第 2 項関係)

## 固 定 資 産 使 用 許 可 書

記号指令第 号

(申請人, 住所, 氏名)

年 月 日付で申請があった の使用については, 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第238条の4第7項及び企業局固定資産使用許可規程 (平成26年茨城県企業局管理規程第2号) の規定により, 次の条件を付して, これを許可する。

年 月 日

茨城県公営企業管理者

印

第1 使用を許可する固定資産 (以下「資産」という。) は, 下記のとおりとする。

第2 使用料は, 年額金 円とし, 茨城県企業局 (以下「企業局」という。) の発行する納入通知書により納入するものとする。ただし, 使用料は使用期間中といえども変更することがある。

第3 使用期間は, 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし, 使用期間を変更 (更新) しようとするときは, 使用期間満了前に文書をもって企業局に申請するものとする。

第4 使用者は, この資産を の用に供するものとする。

第5 使用者は, この資産を使用の目的に従って使用するものとし, 当該資産が水道事業用であることを考慮し, 善良な管理者の注意をもって維持保全するものとし, この資産を損傷するおそれのある植樹その他の工作物を設置してはならず, この資産の形状を変更しようとするとき又は工作物を増設 (改良その他の行為を含む。) しようとするときは, 事前に企業局の許可を受けなければならない。

第6 使用者は, 工作物等の設置工事が完了したときは, 直ちに企業局に届け出てその検査を受けなければならない。

第7 この資産に対して保全, 修繕, 改良その他の行為をするために要する経費は, すべて使用者の負担とし, 使用者は, その負担した経費及びこれによって資産の価格が増加した場合は, その増加額についても企業局に請求することができない。

第8 使用者は, この資産を他に転貸し, 若しくは担保の目的に提供してはならない。

第9 使用者は, この資産の使用により第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は, 使用者の責任において損害の発生を防止し, 第三者に損害を及ぼした場合は, 使用者の負担において賠償しなければならない。

第10 次の各号のいずれかに該当するときは, 使用許可の取消し, 又は変更をすることができる。

(1) 使用者がこの条件に定める義務を履行しないとき。

(2) 国, 県 (企業局を含む。) 又は他の地方公共団体その他公共団体において, 公用又は公共用に供するため, この資産を必要とするとき。

第11 使用期間が満了した場合又は前項各号の規定により使用許可を取り消し, 若しくは変更した場合においては, 使用者の負担でこの資産を企業局の指定する期日までに原状に回復して企業局に返還しなければならない。

第12 使用者が前項の義務を履行しないときは, 企業局は, 直接又は他人をして使用者に代りこれを執行し, その費用は, すべて使用者から徴収することができる。

第13 使用者が善良な管理者の注意を怠り、又は不当に使用し、若しくは企業局が不可抗力と認める以外の理由でこの資産を滅失し、又は損傷した場合は、使用者は、その原状の回復及び損害の賠償の義務に任じ、これによって生じた経費は、いかなる名目をもってするも、企業局に請求しないものとする。

第14 使用期間が満了した場合又は第10項各号の規定により使用許可を取り消し、若しくは変更した場合において、使用者に損失を生じても企業局はこれを補償しない。

第15 第10項各号の規定により使用許可を取り消し、又は変更した場合においては、使用者は、この資産に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があってもこれを企業局に請求しないものとする。

第16 企業局がこの資産の改良、修繕等をする場合において、この資産に使用者が設置した工作物等を取りこわすことがあっても、使用者は、異議の申し立てをしないものとし、当該工作物等を原状に回復するための経費は、使用者の負担とする。

第17 以上の条件に関して疑義があるときは、企業局の解釈により定めるものとする。

第18 使用者は、直ちにこの条件を遵守する旨の請書を企業局に提出するものとする。

様式第 3 号 (第 3 条第 2 項関係)

請 書

年 月 日付指令第 号をもって使用許可となりました の使用については、同許可書の各項を遵守いたします。

年 月 日

住 所

氏名印



茨城県公営企業管理者

殿

様式第 4 号 (第 3 条第 3 項関係)

## 不 許 可 書

記号指令第 号

(申請人, 住所, 氏名)

年 月 日付で申請があった  
年 月 日

の使用については, 次の理由により許可できない。

茨城県公営企業管理者

⑩

理 由

(以下略)

(不服申立てに係る教示)

- 1 この処分不服があるときは, この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に, 茨城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし, この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても, この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは, 審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

- 2 処分の取消しの訴えは, この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合にあつては, その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に, 茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は, 茨城県公営企業管理者となります。), 提起することができます。ただし, この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても, この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合にあつては, その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は, 処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。



様式第 5 号 (第 5 条第 2 項関係)

固 定 資 産 使 用 許 可 変 更 許 可 書

記号指令第 号

(申請人, 住所, 氏名)

-----

年 月 日付指令第 号で使用許可した固定資産の使用許可については,  
により, 年 月 日以降, 使用許可の一部を次のとおり変更する。

年 月 日

茨城県公営企業管理者

----- (印)

年 月 日付指令第 号許可指令第 項を次のとおり変更する。

(略)

上記以外の条件については, 年 月 日付指令第 号許可指令のとおりとする。

様式第 6 号 (第 5 条第 3 項関係)

## 固 定 資 産 使 用 許 可 取 消 書

記号指令第 号

(申請人, 住所, 氏名)

.....  
年 月 日付指令第 号で使用許可した固定資産は, 次の理由により, 年 月 日付を  
もって使用許可を取り消す。

年 月 日

茨城県公営企業管理者

.....  
印

理 由

(以下略)

(不服申立てに係る教示)

- 1 この処分不服があるときは, この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に, 茨城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし, この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても, この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは, 審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

- 2 処分の取消しの訴えは, この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合にあつては, その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に, 茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は, 茨城県公営企業管理者となります。), 提起することができます。ただし, この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても, この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合にあつては, その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は, 処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第7号 (第11条第2項関係)

固 定 資 産 使 用 料 減 免 申 請 書

|                        |        |        |
|------------------------|--------|--------|
| 茨城県公営企業管理者<br>殿        |        | 年 月 日  |
| 申請人 住 所<br>氏名印.....(印) |        |        |
| 所在地                    |        |        |
| 固定資産の種別                | 構 造    | 面積又は数量 |
| 使用料                    | 減免申請理由 |        |
| 減免の額                   |        |        |
| 摘 要                    |        |        |

様式第 8 号 ( 第 11 条第 3 項関係 )

固 定 資 産 使 用 料 減 免 協 議 書

|       |   |
|-------|---|
| 事務所長名 | ㊟ |
|-------|---|

|              |  |             |  |             |  |                   |  |                        |  |                    |   |                                           |  |        |  |
|--------------|--|-------------|--|-------------|--|-------------------|--|------------------------|--|--------------------|---|-------------------------------------------|--|--------|--|
| 固定資産の<br>種 別 |  | 面積又は<br>数 量 |  | 所<br>在<br>地 |  | 申請人の住所<br>及 び 氏 名 |  | 使 又<br>は<br>目 的<br>用 途 |  | 使 用 料<br>( 減 免 額 ) | 円 | 減<br>免<br>の<br>根<br>拠<br>及<br>び<br>理<br>由 |  | 考<br>備 |  |
|--------------|--|-------------|--|-------------|--|-------------------|--|------------------------|--|--------------------|---|-------------------------------------------|--|--------|--|

(注) 必要に応じ位置図, 配置図等関係図面を添付すること。



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)